



産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 大熊 誠太郎



許可の年月日 平成30年8月29日

許可の有効年月日 平成37年8月13日

1. 事業の範囲 (積替え又は保管を含まないもの)

- ① 燃え殻
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類
- ⑦ 紙くず
- ⑧ 木くず
- ⑨ 繊維くず

- ⑩ 動植物性残さ
- ⑪ ゴムくず
- ⑫ 金属くず
- ⑬ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑭ 鋳さい
- ⑮ がれき類
- ⑯ 動物のふん尿 (鶏ふんに限る。)
- ⑰ ばいじん

以上17種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)

(積替え又は保管を含むもの)

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず

- ⑤ ゴムくず
- ⑥ 金属くず
- ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧ がれき類

以上8種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	(1) 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番	(2) 京都府船井郡京丹波町井尻青山1番1、1番4
面積	806.61m ²	4580.48m ²
産業廃棄物の種類	① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず ⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類 (石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) (積替え又は保管の場所では、選別又は有価物の拾集は行わない。)	
積替えのための保管上限	418.2m ³	41.0m ³
積み上げることができる高さ	5.0m	2.5m

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和59年8月21日: 当初許可
- 昭和62年6月9日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含まないもの⑩)
- 昭和63年8月15日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含まないもの③④⑤⑧)
- 平成3年8月14日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含まないもの⑬)
- 平成5年8月23日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含まないもの⑭)
- 平成8年8月14日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含まないもの⑦⑰)
- 平成13年8月14日: 更新許可
- 平成16年7月22日: 更新許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: 積替え又は保管を含むもの②③)
- 平成16年7月29日: 変更届 (積替え又は保管を行う場所の追加: (2))
- 平成18年8月25日: 更新許可
- 平成23年10月27日: 更新許可 (優良基準適合)
- 平成30年8月29日: 更新許可 (優良基準適合)

5. 積替え許可の有無 (有)・無

市名 京都市 許可番号 06511001187

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無